

介護職員処遇改善加算額の支給について

介護職員処遇改善加算額（以下「加算額」という。）を下記のとおり支給する。

1. 加算額は、全額職員に毎月の給与・又は賞与にて「処遇改善手当」として支給する。
2. 賞与は支給日に在職している職員に支給する。
3. 支給期間は、加算額の支給期間とする。
4. 支払方法は、職員の給与振込口座に支給日に支払う。
5. 毎月、正職員・パート職員（介護職員）に処遇改善額を配分し支給する